

令和〇年 8 月 31 日

株式会社こうせい電子
大崎工場長 ○ ○ ○ ○ 様

過半数労働者代表
□ □ □ □

意見書

令和〇年 7 月 1 日付け、「派遣可能期間の延長についての意見聴取に係る通知書」により求められた意見については、以下のとおりです。

派遣可能期間の延長については異議がありません。

派遣可能期間の延長については異議があります。

理由
()

(注) 派遣先は、意見を聴いた過半数労働組合等が異議を述べたときは、事業所単位の期間制限の抵触日の前日までに、次の事項について説明しなければなりません。

- ・ 派遣可能期間の延長の理由及び延長の期間
- ・ 異議への対応方針

当該異議への対応方針等を説明するに当たっては、当該意見を勘案して労働者派遣の役務の提供の受入れについて再検討を加えること等により、過半数労働組合等の意見を十分に尊重するよう努めなければなりません。

なお、派遣先は、説明した日及び内容等を書面に記載し、延長前の派遣可能期間が経過した日から 3 年間保存し、また事業所の労働者に周知しなければなりません。

(注) 派遣可能期間を延長した場合、参考例により延長後の抵触日を派遣元に通知する必要があります。